

(証券コード 5246)  
(電子提供措置の開始日) 2022年2月2日  
(発信日) 2023年2月9日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル  
株式会社ELEMENTS  
代表取締役 久田康弘

### **第9期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会に関しましては、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、「Zoom」を利用した「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」として開催いたします。

株主様には、可能な限り、同封の委任状を事前送付の上、当日のご来場をお控えいただき、下記リンク先におけるオンラインでのご参加をお願い申し上げます。なお、当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

URL: <https://zoom.us/j/97330614424>

また、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイト  
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.elementsinc.jp/meeting/>

二次元コード



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード(5246)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト [二次元コード](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</a></p></div><div data-bbox=)



なお、本株主総会の付議事項の決議には、法令及び定款に基づく定足数を満たす株主のご出席を必要と致します。また、オンラインでのご参加を通じての議決権行使はできません。そのため、当日ご来場されない株主様（オンラインでご参加される株主様を含みます）は、お手数ながら議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご明示いただき、ご捺印の上、以下のメールアドレスにご送付いただき、原紙につきましては、同封の返送用封筒にてご送付くださいますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、委任状につきましては、当日の株主総会の時までにご送付又はご提出いただければ有効なものとしてお取り扱いいたしますが、できる限り、2023年2月21日（火曜日）までに、ご送付くださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

委任状送付先アドレス：[soukai@elementsinc.jp](mailto:soukai@elementsinc.jp)

委任状送付先住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル  
株式会社ELEMENTS 経営管理部宛

敬 具

記

- 1 日 時 2023年2月24日（金曜日）午後1時00分
- 2 場 所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル2階  
ELEMENTS会議室

### 3 目的事項

#### [報告事項]

1. 第9期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並

- びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

**[決議事項]**

**第1号議案** 監査等委員でない取締役3名選任の件

**第2号議案** 資本金の額の減少の件

各議案の内容は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

---

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



ります。

(1) 保険契約の内容の概要

被保険者である取締役が、会社の役員としての業務につき行った作為・不作為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る賠償金や争訟費用等について填補するもの。

(2) 保険料

保険料は全額当社負担とする予定です。

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

### 1 資本金の額の減少の目的

当社は、今後の成長戦略を実現するために財務戦略の一環として資本金の額の減少を実施するものであり、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を目的とするものであります。

本議案は、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は発行済株式の総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

### 2 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額153,779,520円のうち、143,779,520円を減少し、その減少額全額を資本準備金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式の総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

#### (3) 減少後の資本金及び資本準備金

減少後の資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

資本金	10,000,000円
資本準備金	4,576,748,040円

### 3 資本金の額の減少の日程（予定）

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日     | 2023年2月2日  |
| (2) 定時株主総会決議日   | 2023年2月24日 |
| (3) 債権者異議申述公告日  | 2023年2月27日 |
| (4) 債権者異議申述期間末日 | 2023年3月28日 |

(5) 効力発生日

2023年3月31日

4 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産合計額に変更を生じさせるものではなく、当社の支払能力や業績に影響を与えるものではありません。

以上

# 事業報告

( 2021年12月1日から  
2022年11月30日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症によるサービス消費への下押し圧力や供給制約の影響が和らぐもとで、外需の増加や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくと見込まれております。

当社グループの提供する AI クラウド基盤 (IoP Cloud) は、「個人認証ソリューション」と、主にヒトの生活三大要素であります「衣食住」の分野において、モノやサービスの「個人最適化ソリューション」を提供しております。新型コロナウイルス感染症の蔓延によって非対面サービスの重要性が増しており、当社グループが提供する「個人認証ソリューション」と「個人最適化ソリューション」への需要は拡大傾向にあります。

「個人認証ソリューション」が提供するオンライン本人確認サービス「LIQUID eKYC」は、犯罪収益移転防止法の改正及びコロナ禍の影響を受け、市場が拡大しております。株式会社矢野経済研究所「eKYC 市場に関する調査(2021年)」(2021年7月27日発表)によれば、eKYC 市場の規模は2020年度の40億円から2024年度には63億円に達すると見込まれており、業界を横断して更なる広がりが予想されています。また、経済活動の停滞から、DX(Digital Transformation)への投資は一時的に減少しますが、中長期的には各業界におけるDXは加速し、活発な投資が行われることが見込まれます。

このような環境の中で、当社グループは、当連結会計年度を、前期に引き続き、国内における主力サービスの拡大期と位置付け、事業を展開してまいりました。

当連結会計年度における売上高は1,651,627千円(前期比21.3%増)、営業損失は579,991千円(前期は706,056千円)、経常損失は600,945千円(前期は695,026千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は561,569千円(前期は568,988千円)となりました。

なお、当社グループはIoP Cloud 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (2) 設備投資の状況  
該当事項はありません。
  
- (3) 資金調達の状況  
該当事項はありません。
  
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割  
該当事項はありません。
  
- (5) 他の会社の事業の譲受け  
該当事項はありません。
  
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継  
該当事項はありません。
  
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分  
該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2019年11月期 第6期	2020年11月期 第7期	2021年11月期 第8期	2022年11月期 (当連結会計年度) 第9期
売上高	928,671 千円	949,444 千円	1,362,051 千円	1,651,627 千円
経常損失	546,626 千円	935,311 千円	695,026 千円	600,945 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失	545,410 千円	800,113 千円	568,988 千円	561,569 千円
1株当たり当期純損失	46.53 円	60.53 円	42.84 円	39.47 円
総資産	3,628,556 千円	2,862,318 千円	2,614,856 千円	2,351,432 千円
純資産	2,855,183 千円	1,987,341 千円	1,269,829 千円	684,649 千円
1株当たり純資産額	△176.10 円	△198.90 円	△241.74 円	21.13 円

- (注) 1. 当社は、第9期より連結計算書類を作成しております。第6期から第8期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を、純資産の部の合計額から控除して算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年11月期 第6期	2020年11月期 第7期	2021年11月期 第8期	2022年11月期 (当事業年度) 第9期
売上高	345,763 千円	530,319 千円	322,673 千円	431,821 千円
経常損失	409,995 千円	596,118 千円	98,843 千円	45,283 千円
当期純損失	474,004 千円	612,907 千円	259,993 千円	48,050 千円
1株当たり当期純損失	40.44 円	46.37 円	19.58 円	3.37 円
総資産	2,976,266 千円	2,274,365 千円	2,199,857 千円	2,457,275 千円
純資産	2,393,922 千円	1,793,440 千円	1,533,713 千円	1,485,662 千円
1株当たり純資産額	△171.07 円	△181.79 円	△201.37 円	74.08 円

- (注) 1. 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を、純資産の部の合計額から控除して算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (9) 対処すべき課題

当社グループは、以下の3点を主な対処すべき課題と認識しております。

- ① サービス設計と品質の維持
- ② 情報管理体制の強化
- ③ 財務体質の強化

##### ① サービス設計と品質の維持

当社グループが提供するAIクラウド基盤(IoP Cloud)は、サービス提供の過程で日々取得する「ヒト」に関するデータを継続的に機械学習することで、サービス品質の維持・向上に繋げております。価値が高いサービスを提供するには、大量のデータを日々取得できる、効率的な機械学習環境を整備することが有効であると当社グループは考えており、日常生活の自然な導線上でユーザーにお使い頂けるよう、ユーザビリティの高い自社サービスの設計と品質の維持を心がけております。

##### ② 情報管理体制の強化

当社グループはサービスの提供において、ヒトに関するデータ(ユーザーの個人情報)を取り扱っております。外部の不正アクセスや当社グループから情報の漏洩等が発生した場合には、損害賠償責任を負う可能性があるほか、当社グループが企業としての社会的信用を喪失し、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。機密情報や個人情報について、以前より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

##### ③ 財務体質の強化

当社グループは営業赤字が継続しております。今後、計画している十分な売上高が獲得できない場合には営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローの赤字が継続する可能性があります。当社グループは経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視した経営に努めておりますが、今後の事業強化や拡大を図るためには資金が必要となります。そのような場合に備え、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めてまいります。手元流動性確保のため、資金調達や内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の更なる強化を図ってまいります。

## (10) 主要な事業内容

当社グループは、グループビジョンに「自分だけの要素を知ること、より自分らしい生き方を選択できる世界に」を掲げております。ヒトがネットワークに直接繋がるのがビジョンの達成に必要な要素と考えており、その世界観を「IoP (Internet of Persons)」と定義しております。また、「IoP」の実現のために、「IoT センサー」と「ヒトに関するビッグデータ」と「AI」を組み合わせることで、個人を自動で認証し、個人の特徴を解析し、モノ・サービスを個人に最適化するためのシステムを「AI クラウド基盤 (IoP Cloud)」と定義しております。

当社グループは、「IoP Cloud 事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、「個人認証」と「個人最適化」の2つのソリューションに区分されております。個人認証ソリューションで「あなたは誰か」を証明し、個人最適化ソリューションで衣食住における「あなただけの服」「あなただけの店舗」「あなただけの居場所」を実現する取り組みを続けております。各ソリューションが提供する事業は以下の通りであります。

ソリューション	事業名	事業内容	会社名
個人認証	生体認証事業	生体情報を用いた認証サービスの開発	株式会社Liquid (連結子会社)
個人最適化	行動解析事業	オフィス・住宅の個人最適化サービスの開発	株式会社MYCITY (連結子会社)
	体型解析事業	婦人靴の個人最適化サービスの開発	株式会社IDEAL (連結子会社)
		衣服の個人最適化サービスの開発	株式会社SYMBOL (持分法適用関連会社)
	購買解析事業	食品小売の個人最適化サービスの開発	FANTRY (株式会社ELEMENTS におけるプロジェクト名)

※ 海外での実証実験を目的とした関連会社「PT. Indoliquid Technology Sukses」は表に含んでおりません。

## (11) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Liquid	500 千円	100.0 %	生体認証事業
株式会社MYCITY	5,000 千円	100.0 %	空間認識・行動認識の技術を活用した事業
株式会社IDEAL	100,000 千円	51.0 %	靴のマッチング技術を活用した事業

(12) 主要拠点等

名 称	所 在 地
本社（子会社の本社含む）	東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(13) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
63[10] 名	+3[-12] 名

(注)臨時雇用人員数は、[ ]にて外数で記載しております。なお、臨時雇用人員とは、正規従業員以外の有期雇用従業員であります。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社日本政策金融公庫	794,400 千円
株式会社三菱UFJ銀行	525,000 千円
株式会社三井住友銀行	92,800 千円
株式会社りそな銀行	20,000 千円

(注)当座貸越契約による調達額の残高を含んでおります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年12月27日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。株式上場にあたり、2022年12月26日を払込期日とする公募増資による新株式50,000株(払込金額1株につき147.20円)の発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式680,700株(払込金額1株につき147.20円)の発行を実施し、総額107,559,040円の資金調達を行いました。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	80,186,800株
(2) 発行済株式の総数	20,046,700株
(3) 株主数	44名
(4) 大株主	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
久田 康弘	7,800,000	38.90
UTECS3号投資事業有限責任組合	2,166,700	10.80
株式会社BOC	1,560,000	7.78
加藤 寛之	1,000,000	4.98
山谷 明洋	1,000,000	4.98
伊藤忠商事株式会社	833,300	4.15
上田八木短資株式会社	735,300	3.66
株式会社電通国際情報サービス	416,700	2.07
株式会社大和証券グループ本社	367,600	1.83
SMB Cベンチャーキャピタル2号 投資事業有限責任組合	250,000	1.24
みずほF i n T e c h 投資事業有限 責任組合	250,000	1.24
株式会社イオン銀行	250,000	1.24
株式会社セゾン・ベンチャーズ	250,000	1.24

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- 2022年9月14日開催の取締役会決議により、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は19,846,233株増加し、20,046,700株となっております。
- 2022年9月28日開催の臨時株主総会決議により、2022年10月13日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

#### ① 第2回新株予約権

名称	第2回新株予約権
発行決議の日	2016年3月23日
新株予約権の数	148個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式148,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金100円
新株予約権の行使期間	2018年3月24日から2026年3月23日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(注1) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は調整後の内容を記載しております。

#### ② 第3回新株予約権

名称	第3回新株予約権
発行決議の日	2016年5月31日
新株予約権の数	49個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式49,000株

新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金100円
新株予約権の行使期間	2018年6月1日から2026年5月31日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(注1) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は調整後の内容を記載しております。

### ③ 第8回新株予約権

名称	第8回新株予約権
発行決議の日	2017年4月19日
新株予約権の数	1,120個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式112,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金530円
新株予約権の行使期間	2019年4月20日から2027年4月19日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>②当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。</p> <p>③本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>
--------------	---

(注1) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は調整後の内容を記載しております。

④ 第15回新株予約権

名称	第15回新株予約権
発行決議の日	2020年2月27日
新株予約権の数	200個
保有人数 当社監査等委員である取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式20,000株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2022年2月28日から2030年2月27日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。</p> <p>②当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。</p> <p>③本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p>

(注1) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は調整後の内容を記載しております。

⑤ 第17回新株予約権

名称	第17回新株予約権
発行決議の日	2021年5月27日
新株予約権の数	1,748個
保有人数 当社監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式174,800株
新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2023年5月28日から2031年5月27日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(注1) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は調整後の内容を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

第22回新株予約権

名称	第22回新株予約権
発行決議の日	2022年4月20日
新株予約権の数	674個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式67,400株

新株予約権の発行価額	0円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2024年4月21日から2032年4月20日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社との関係会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。 ②当社の普通株式が金融商品取引所へ上場される日まで行使できない。 ③本新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(注1) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」は調整後の内容を記載しております。

### (3) その他新株予約権に関する重要事項

当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを導入し、第19回新株予約権を発行しております。

名称	第19回新株予約権
発行決議の日	2021年6月29日
新株予約権の数	6,666個
交付された者の人数 受託者	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式666,600株
新株予約権の発行価額	40円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき金630円
新株予約権の行使期間	2023年3月1日から2031年7月6日まで 行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

<p>新株予約権の主な行使条件</p>	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年11月期から2026年11月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、2,750百万円を超過した場合にのみ、これ以降本株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、本株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本株予約権を行使する場合には適用しない。</p> <p>④ 本株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は、割当てを受けた者が死亡した日から1年間または上記に定める行使期間の終期のいずれか早い日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>⑤ 本株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
---------------------	--

(注1) 当社の創業者である代表取締役の久田康弘は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び当社子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者(以下「当社等役員等」という。)向けのインセンティブ・プランとして、2021年6月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年7月2日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」(以下「本信託(第19回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第19回新株予約権)に基づき、コタエル信託株式会社に対して、2021年7月7日に第19回新株予約権(2021年6月29日臨時株主総会決議)を発行してお

ります。本信託(第19回新株予約権)は、当社が、当社等役職員等の中から、その貢献期待に応じて受益者を指定し、第19回新株予約権6,666個(本書提出日現在1個あたり100株相当)を6か月おきに段階的に分配させるというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社及び当社子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく予め定められた基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第19回新株予約権の分配を受けた者は、当該第19回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第19回新株予約権)の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	久田康弘
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日	2021年7月1日
信託の種類と新株予約権数	第19回新株予約権 6,666個
信託期間満了日	受益者指定権が行使された日(以下「受益者指定日」という。)。なお、2021年12月末を始めとする毎年6月末及び12月末に行使される予定であります。
信託の目的	本信託(第19回新株予約権)は、当社等役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第19回新株予約権を交付することを目的としております。
受益者適格要件	当社は、当社等役職員等のうち、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益者指定日の1か月前の応答日までに、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定に必要な手続きを完了させた後、受益者指定日に受益者を指定することにより受益者を確定させます。当社の定める交付ガイドラインでは、当社の経営管理部管掌取締役及び社外役員複数名(ただし、委託者を除きます。)によって構成される評価委員会が、①今後採用される役職員の貢献期待度に対するインセンティブ、及び②役職員の今後のさらなる貢献を期待したインセンティブという交付目的ごとに、新株予約権の将来の交付のための参考としてインセンティブパッケージを仮に付与していき、後日仮に付与されたインセンティブパッケージを参考に新株予約権の個数を決定して交付する方法により、定められた頻度で当社等役職員等の評価を行い、第19回新株予約権の配分を行うものとされております。

(注2) 2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「信託の種類と新株予約権数」は調整後の内容を記載しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役	久田 康弘	株式会社MYCITY取締役 株式会社IDEAL代表取締役
取締役	山谷 明洋	
取締役 開発部長	大岩 良行	株式会社ツチノコ代表取締役 株式会社Liquid取締役
取締役 経営企画部長	鶴岡 章	株式会社IDEAL監査役
取締役 (常勤監査等委員)	久保 裕之	
取締役 (監査等委員)	沖田 貴史	ナッジ株式会社代表取締役 合同会社Wリンク代表社員 Fintech協会代表理事会長
取締役 (監査等委員)	松田 浩路	KDDI株式会社執行役員 経営戦略本部長兼 事業創造本部長
取締役 (監査等委員)	井上 伸一	株式会社アーケム監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)久保裕之氏、取締役(監査等委員)沖田貴史氏、取締役(監査等委員)松田浩路氏、取締役(監査等委員)井上伸一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)久保裕之氏は、伊藤忠商事株式会社及びその子会社である伊藤忠都市開発株式会社の経理・財務を歴任しており、同氏の会計監査等における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役(監査等委員)として選任しております。また、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当者と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)沖田貴史氏は、当社の経営に対し助言・様々な支援を行っていただき、同氏の決済関連分野における深い知見や実績、海外事業における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役(監査等委員)として適任と判断しております。
4. 取締役(監査等委員)松田浩路氏は、KDDI株式会社の部長・執行役員を歴任しており、同氏の情報通信分野における深い知見や実績を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役(監査等委員)として適任と判断しております。
5. 取締役(監査等委員)井上伸一氏は、キャノンマーケティングジャパン株式会社の部長・執行役員・取締役・監査役を歴任しており、同氏のIT分野における深い知見や内部統制等における経験を当社の経営に反映いただけるものと考え、当社の社外取締役(監査等委員)として適任と判断しております。
6. 取締役(監査等委員)久保裕之氏、取締役(監査等委員)井上伸一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針としており、当該方針は取締役会で決議しております。具体的には、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しないものとします。

当社の取締役の基本報酬は、毎月一定額を現金で支給することとし、役位や職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとします。

#### ② 取締役の個人別の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等は、2016年8月26日開催の臨時株主総会決議において年額60百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役は除く。)の員数は5名であります。また、2017年2月22日開催の定時株主総会決議及び種類株主総会決議において、上記報酬とは別枠で年額5百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すると決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役は除く。)の員数は5名であります。

監査等委員である取締役の報酬等は2022年6月16日開催の臨時株主総会決議において年額15百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち、社外取締役は4名)であります。また、2020年2月27日の定時株主総会決議において、監査等委員に対し上記報酬とは別枠で年額5百万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すると決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)であります。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役久田康弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の業績及び本人の貢献度に鑑み、社外取締役の助言、提言を踏まえ決定いたします。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績評価及び各取締役の評価を行うために最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	53,380	53,380	—	—	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	—	—	4 (4)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役(監査等委員)沖田貴史氏は、ナッジ株式会社代表取締役、合同会社Wリンク代表社員、Fintech協会代表理事会長であります。当社は、同氏が所属するナッジ株式会社と営業取引を行っており、並びに、同氏は当社の潜在株式20,000株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役(監査等委員)松田浩路氏は、KDDI株式会社執行役員 経営戦略本部長兼事業創造本部長であります。当社は、同氏が所属するKDDI株式会社と営業取引を行っており、並びに、同氏は当社の株式236,000株を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

社外取締役(監査等委員)井上伸一氏は、株式会社アーケム監査役であります。当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (常勤監査等委員)	久保 裕之	財務・経理分野における豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会13回中13回全てに出席し、常勤監査等委員として監査等委員会の監査を主導し、業務執行の適正性を確保するための監査に努め、取締役会に上程される事項等について、専門的視点及び独立客観的な視点から取締役による職務執行の監査を行う等、企業経営の健全性、適正性の確保に貢献しており社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	沖田 貴史	国内外の事業における長年の経験及び会社経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会13回中13回全てに出席し、取締役会等出席時における事業内容への質問等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取締役 (監査等委員)	松田 浩路	情報通信分野における豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会13回中13回全てに出席し、取締役会等出席時における情報管理体制への質問等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取締役 (監査等委員)	井上 伸一	IT分野における深い知見や内部統制等における経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を期待しているところ、就任後に開催された取締役会6回中6回、監査等委員会5回中5回全てに出席し、取締役会等出席時における情報管理体制への質問や、当社内部統制に関する有益な提言等により、上記社外取締役として期待される役割を適切に行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会から提案された会計監査人に対する報酬に対して、当社の規模・特性、監査日数等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容と報酬の額

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務を委託しており、その報酬の額は1,500千円となります。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システム構築の基本方針に関する決議の内容

#### ①監査等委員会の補助体制

- ア 監査等委員会は、必要に応じその職務の補助を担当する使用人（以下、補助者という。）を任命し、会社の情報収集等を指示する。補助者はその指示内容について守秘義務を負い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けない。
- イ 監査等委員会の補助者の採用、異動、懲戒及び人事考課は、監査等委員会の同意を得て行う。
- ウ 会社の取締役及び従業員は、監査等委員会の補助者の業務遂行に対して協力し、一切の制約を行わない。

#### ②監査等委員会への報告体制

- ア 会社の取締役及び従業員は、監査等委員会又は監査等委員から、業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかにかつ正確に報告する。
- イ 会社の取締役及び従業員は、業務又は財務の状況に重要な影響を与えるおそれのある事項を発見したとき、直ちにその旨と内容を、監査等委員会又は監査等委員に報告する。
- ウ 監査等委員会又は監査等委員に報告した者は、内部通報制度規程に基づき、いかなる不利益も受けない。

#### ③監査の実効性の確保

- ア 監査等委員会又は監査等委員は、代表取締役と定期的に会合し、経営方針、対処すべき課題、事業等のリスク、監査のための体制整備、監査上の重要な事項について、意見交換を行う。
- イ 監査等委員会は、定期的に内部監査担当を出席させ、内部監査の実施結果を報告させる。
- ウ 監査等委員会規程に定める監査等委員会の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。

#### ④情報の管理体制

取締役の職務の執行状況に係る取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、関連資料等は、法令及び文書取扱規程に基づき作成、保存するとともに、取締役、会計監査人、内部監査担当及び監査等委員会の補助者は、随時これら閲覧できる。

#### ⑤リスク管理体制

- ア 会社で発生したリスク又は予見されるリスクについては、リスク管理規程に定めるリスク管理担当役員及びリスク管理担当役員が選任したリスク管理推

進委員が、分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会に報告するとともに、その実施を求める。

- イ 会社は、有事の際の事業継続に備え、会社の取締役及び従業員に対し、事業継続（BCP）マニュアルを整備し、必要に応じて適切な見直しを図る。

#### ⑥業務執行の妥当性の確保

- ア 取締役会は、会社の中期経営計画及び年間活動計画を決定する。また、毎月1回以上開催し、代表取締役から、子会社を含む月次の事業概況報告を確認する。
- イ 代表取締役は、原則毎月1回、経営会議を開催し、取締役会に委任された事項を決議するほか、職務権限規程に基づく事項を協議して決定する。監査等委員は、経営会議に参加して審議の状況を確認できる。

#### ⑦コンプライアンス体制

- ア 会社の取締役及び従業員は、行動規範及びコーポレート・ガバナンス基本方針に基づいて行動する。経営管理部は、子会社も含め、定期的に及び必要に応じて臨時に、コンプライアンスに関する啓蒙・教育研修を実施する。
- イ 内部監査担当者は、会社の業務遂行におけるコンプライアンスの状況の監査を定期的に行い、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- ウ 会社の従業員は、法令・定款等に違反する事実を発見した場合、内部通報制度を利用して、経営管理担当取締役及び監査等委員会に、その旨と内容を直接通報できる。また、経営管理部は、コンプライアンス研修等において、当該制度の周知を図る。
- エ 会社は、反社会的勢力排除規程を運用し、反社会的勢力との関係を一切遮断する。継続取引先については定期的に、新たな取引先については都度、可能な限りの調査を行うとともに、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携を保持する。

#### ⑧会社グループの管理体制

- ア 子会社の取締役社長は、毎月、会社の関係会社管理担当取締役に事業概況報告を行う。
- イ 会社としての⑤リスク管理体制、⑦コンプライアンス体制により、子会社の業務の適正性を確保する。経営管理部長は、関係会社管理規程に基づいて子会社の統括的な管理を行うとともに、子会社の会計状況を定期的に監督する。内部監査担当は、定期的に業務の適正性に係る内部監査を実施し、会社の代表取締役、経営管理部長及び監査等委員会に報告する。
- ウ 取締役会は、会社グループの財務報告に係る内部統制基本計画書を事業年度毎に制定する。内部監査担当は、当該計画書に基づいて監査を行い、会社の代表取締役に報告する。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

### ① 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当事業年度において、取締役会を 14 回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、経営に関わる重要事項についての会議を原則週 1 回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

### ② コンプライアンス・リスク管理に関する取組み

当社では、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施することとしております。また、内部監査人は、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

### ③ 監査等委員による監査体制

当事業年度において監査等委員会を 13 回開催し、監査等委員会において定めた監査等基準及び監査計画に基づいた監査を実施し、取締役による業務の執行を監査しております。監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、内部監査人及び会計監査人と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査等委員と内部監査人が意見交換を行っております。

### ④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

新規事業の運営にあたり、内部統制システムを有効かつ効率的に実施するため、経営管理部及び経営企画部は、業務プロセス実施者に対し法令遵守やリスク管理についての教育並びに業務報告プロセスの構築について指導を実施しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、会社法第459条に基づき、期末配当は11月30日、中間配当は5月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の定款規定を設けており、配当の決定機関を取締役会としております。

### (事業報告に係る注記)

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,296,396</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>875,263</b>
現金及び預金	2,062,928	買掛金	23,080
売掛金	169,982	短期借入金	637,800
棚卸資産	3,304	1年内返済予定の長期借入金	2,880
その他	60,181	未払金	165,215
		未払法人税等	1,600
<b>固 定 資 産</b>	<b>55,035</b>	未払消費税等	16,329
有形固定資産	16,672	その他	28,358
建物	490		
工具器具備品	16,182	<b>固 定 負 債</b>	<b>791,520</b>
		長期借入金	791,520
無形固定資産	1,732	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,666,783</b>
ソフトウェア	1,398		
特許権	333	(純資産の部)	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>423,570</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>36,630</b>	資本金	100,000
投資有価証券	12,072	資本剰余金	4,441,301
差入保証金	24,541	利益剰余金	△4,117,730
その他	16	<b>新株予約権</b>	<b>672</b>
		非支配株主持分	260,406
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>684,649</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,351,432</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,351,432</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2021年12月1日から  
2022年11月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,651,627
売 上 原 価		563,414
売 上 総 利 益		1,088,212
販売費及び一般管理費		1,668,204
営 業 損 失		579,991
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22	
持分法による投資利益	4,867	
補 助 金 収 入	8,663	
受 取 給 付 金	4,000	
雑 収 入	3,730	21,284
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,593	
上 場 関 連 費 用	21,723	
関係会社株式評価損	6,228	
そ の 他	3,692	42,238
経 常 損 失		600,945
特 別 損 失		
関係会社社債譲渡損	71,414	71,414
税金等調整前当期純損失		672,359
法人税、住民税及び事業税	1,600	1,600
当 期 純 損 失		673,960
非支配株主に帰属する当期純損失		112,390
親会社株主に帰属する当期純損失		561,569

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年12月1日から  
2022年11月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2021年12月1日残高	100,000	4,452,930	△3,556,161	996,769
連結会計年度中の変動額				
連結範囲の変動				
親会社株主に帰属する 当期純損失			△561,569	△561,569
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）		△11,629		△11,629
連結会計年度中の変動額合計		△11,629	△561,569	△573,199
2022年11月30日残高	100,000	4,441,301	△4,117,730	423,570

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2021年12月1日残高	772	272,288	1,269,829
連結会計年度中の変動額			
連結範囲の変動	△100	48,503	48,403
親会社株主に帰属する 当期純損失			△561,569
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）		△60,385	△72,014
連結会計年度中の変動額合計	△100	△11,881	△585,180
2022年11月30日残高	672	260,406	684,649

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社Liquid

株式会社MYCITY

株式会社IDEAL

連結範囲の変更

当社は2022年8月18日開催の取締役会決議において、投資資金の回収を優先して、当社の連結子会社である株式会社SYMBOL（以下「SYMBOL」という。）の転換社債の譲渡を決議し、2022年8月31日に転換社債の譲渡を実行いたしました。これにより、SYMBOLに対する当社の出資比率に変更はありませんが、実質支配力基準により、2022年8月31日をもって連結の範囲から除外し持分法適用関連会社となりました。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

株式会社SYMBOL

持分法の適用の範囲の変更

当社は2022年8月18日開催の取締役会決議において、投資資金の回収を優先して、当社の連結子会社であるSYMBOLの転換社債の譲渡を決議し、2022年8月31日に転換社債の譲渡を実行いたしました。これにより、SYMBOLに対する当社の出資比率に変更はありませんが、実質支配力基準により、2022年8月31日をもって連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

PT. Indoliquid Technology Sukses

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品、製品、原材料、貯蔵品

小売り事業以外に関わるもの……月次総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

小 売 事 業 に 関 わ る も の…… 売 価 還 元 法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
車両運搬具	3年
工具器具備品	4年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
ソフトウェア	5年

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 個人認証ソリューション

個人認証ソリューションでは、生体情報を用いた認証サービスを提供しており、サービスを導入する事業者がユーザーに提供するデジタルサービスの利用件数に応じた従量課金で、対価を受領します。そのため、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品または役務の提供により履行義務が充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 個人最適化ソリューション

個人最適化ソリューションでは、個人のデータを取得し、特徴を解析し、モノ・サービスを個人に最適化するためのサービスを提供しており、事業者へ導入する際の初期費用とその後のサービス利用及び保守に関する月額費用として、対価を受領します。そのため、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

株 式 交 付 費……………支出時に全額費用処理しております。

重要な外貨建の資産又は負債……外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨の本邦通貨への換算基準に換算し、換算差額は損益として処理しております。

連結納税制度の適用……当社及び連結子会社は、当連結会計年度の期首から連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用……当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

預 金	150,029千円
計	150,029千円

##### (2) 担保に係る債務

短期借入金	112,800千円
計	112,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,851千円

#### 3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

#### 4. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	830,000千円
借入実行残高	637,800千円
差引借入未実行残高	192,200千円

#### 5. 棚卸資産

商品及び製品	3,236千円
原材料及び貯蔵品	68千円
計	3,304千円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,046,700株

(注) 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

#### 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,581,600株

(注) 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金を基本とし、資金調達については増資や金融機関からの借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が入居している事務所の不動産賃貸契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等の債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券について、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※2)	94,400	93,966	△433
負債計	94,400	93,966	△433

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「差入保証金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 「1年内返済予定の長期借入金」は、長期借入金に含めて表示しております。

※3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2022年11月30日
非上場株式	13,433
長期借入金	700,000

「非上場株式」については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。また、「長期借入金」に含まれる資本性ローンは、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※2)	—	93,966	—	93,966
負債計	—	93,966	—	93,966

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「差入保証金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの

であることから、記載を省略しております。

※2. 「1年内返済予定の長期借入金」は、長期借入金に含めております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

事業	サービス	合計
IoP Cloud事業	個人認証ソリューション	1,217,605
	個人最適化ソリューション	434,021
	計	1,651,627

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	201,954
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	169,982

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 21円13銭

1 株当たり当期純損失 39円47銭

(注) 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純損失」を算定しております。

## (重要な後発事象に関する注記)

### 1. 合弁会社の設立

当社の連結子会社である株式会社MYCITYは、2022年10月20日開催の取締役会決議に基づき、パナソニックホールディングス株式会社と、ヒトが日常生活で発する様々なデータを活用した、オフィスビル等の商用不動産施設における新たな空間価値を創造する事業を担う合弁会社を連結子会社として設立する契約を締結しました。

#### (1) 合弁会社設立の目的・内容

当社グループは「自分だけの要素を知ること、より自分らしい生き方を選択できる世界に」をグループビジョンに掲げ、ヒトが日常生活で発する様々なデータに着目し、「衣食住」の領域で、データによる個人最適化を進めるサービスを展開しております。その中で、株式会社MYCITY(以下「MYCITY」という。)は「住」の領域を担っており、住宅・オフィス・商業施設等、ヒトが日々の暮らしにおいて多くの時間を過ごす「空間」においてヒトが発するデータを収集・解析することで、こうした空間を「個人最適化」するサービスの開発と運用を手掛けております。

一方で、それらの「空間」を快適にするには、何かしらのエネルギー消費が必要です。これまでは、こうしたエネルギー消費の効率化は消費単位での効率化の改善(例えば、省エネ家電、LED照明など)に依存してきました。これに対し、MYCITYは「ヒト」に関するデータを活用することで、エネルギー・ロスの極小化の実現に向けた研究を重ねてきました。例えば、あるヒトが快適と思う温度・湿度を学習し、そのヒトに合わせて細かい自動調整を行うことで、寒くなりすぎる、暑くなりすぎるといったエネルギーの無駄をなくすことが可能になります。

MYCITYは、こうした知見と研究の社会実装化を目指し、国内外の企業との共同研究、共同事業の取り組みを行ってまいりましたが、この度、パナソニックホールディングス株式会社と合弁会社を設立する契約を締結することになりました。当該合弁会社は、「職住空間の個人最適化」と「エネルギーロス・ゼロ」同時実現を目指し、ヒトの生活データの解析から始まるエネルギー利用効率化を通じて、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

#### (2) 合弁会社の概要

名称	X PLACE株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
主な事業内容	位置情報技術、稼働状況認識技術を活用した各種企業向けのサービス開発及び販売
設立年月日	2022年12月1日
資本金等	資本金 10百万円(資本準備金を含む)
出資比率	株式会社MYCITY: 80% パナソニックホールディングス株式会社: 20%
決算期	11月30日

## 2. 新株式の発行

- (1) 2022年11月22日及び2022年12月8日開催の取締役会において決議した公募による新株式の発行については、2022年12月26日に払込を受けており、発行済株式数、資本金及び資本準備金の額が増加しています。

募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行する株式の種類及び数	普通株式 50,000 株
発行価格	1 株につき 160 円
引受価額	1 株につき 147.20 円
引受価額の総額	7,360 千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 3,680 千円 増加した資本準備金の額 3,680 千円
払込期日	2022 年 12 月 26 日
資本金の用途	2023 年 11 月期に、個人認証ソリューション及び個人最適化ソリューションの運転資金として人件費に充当する予定です。

- (2) 2022年11月22日及び2022年12月8日開催の取締役会において決議したオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行については2023年1月25日に払込を受けており、発行済株式数、資本金及び資本準備金の額が増加しています。

募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
発行する株式の種類及び数	普通株式 680,700 株
割当価額	1 株につき 147.20 円
割当価額の総額	100,199 千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 50,099 千円 増加した資本準備金の額 50,099 千円
割当先	みずほ証券株式会社
払込期日	2023 年 1 月 25 日
資本金の用途	2023 年 11 月期に、個人認証ソリューション及び個人最適化ソリューションの運転資金として人件費に充当する予定です。

# 貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,703,077</b>	<b>流動負債</b>	<b>740,092</b>
現金及び預金	945,349	短期借入金	637,800
売掛金	40	1年内返済予定の長期借入金	2,880
関係会社売掛金	234,659	未払金	78,371
商品及び製品	333	未払法人税等	950
原材料及び貯蔵品	68	未払消費税等	12,950
前払費用	10,355	その他	7,141
関係会社未収入金	104,859		
関係会社短期貸付金	386,000	<b>固定負債</b>	<b>231,520</b>
立替金	14,900	長期借入金	231,520
未収還付法人税等	1		
その他	6,509		
		<b>負債合計</b>	<b>971,612</b>
<b>固定資産</b>	<b>754,197</b>	(純資産の部)	
<b>有形固定資産</b>	<b>2,650</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,484,990</b>
車輜運搬具	0	資本金	100,000
工具器具備品	2,650	資本剰余金	4,379,189
		資本準備金	4,379,189
<b>投資その他の資産</b>	<b>751,547</b>	利益剰余金	△2,994,198
関係会社株式	516,204	その他利益剰余金	△2,994,198
関係会社長期貸付金	210,000	繰越利益剰余金	△2,994,198
差入保証金	19,939	<b>新株予約権</b>	<b>672</b>
その他	5,402		
		<b>純資産合計</b>	<b>1,485,662</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,457,275</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,457,275</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2021年12月 1 日から )  
( 2022年11月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	431,821
売 上 原 価	33,697
売 上 総 利 益	398,124
販売費及び一般管理費	452,617
営 業 損 失	54,492
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19,193
雑 収 入	29,278
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,205
上 場 関 連 費 用	21,723
関 係 会 社 株 式 評 価 損	6,228
そ の 他	2,105
経 常 損 失	45,283
特 別 損 失	
関 係 会 社 社 債 譲 渡 損	1,817
税 引 前 当 期 純 損 失	47,100
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失	48,050

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2021年12月1日から  
2022年11月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年12月1日残高	100,000	4,379,189	4,379,189
事業年度中の変動額			
当期純損失			
事業年度中の変動額合計			
2022年11月30日残高	100,000	4,379,189	4,379,189

(単位：千円)

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2021年12月1日残高	△2,946,147	△2,946,147	1,533,041	672	1,533,713
事業年度中の変動額					
当期純損失	△48,050	△48,050	△48,050		△48,050
事業年度中の変動額合計	△48,050	△48,050	△48,050		△48,050
2022年11月30日残高	△2,994,198	△2,994,198	1,484,990	672	1,485,662

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品、製品、原材料、貯蔵品

商品及び製品…… 売価還元法

原材料及び貯蔵品…… 月次総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 3年

工具器具備品 4年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 個人認証ソリューション

個人認証ソリューションでは、生体情報を用いた認証サービスを提供しており、サービスを導入する事業者がユーザーに提供するデジタルサービスの利用件数に応じた従量課金で、対価を受領します。そのため、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があり、成果物の納品または役務の提供により履行義務が充足されるため、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 個人最適化ソリューション

個人最適化ソリューションでは、個人のデータを取得し、特徴を解析し、モノ・サービスを個人に最適化するためのサービスを提供しており、事業者へ導入する際の初期費用とその後のサービス利用及び保守に関する月額費用として、対価を受領します。そのため、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(4) その他計算書類の作成のための重要な事項

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

重要な外貨建の資産又は負債……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
の本邦通貨への換算基準

## (会計方針の変更に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

預 金	150,029千円
計	150,029千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	112,800千円
計	112,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,412千円

### 3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

### 4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	830,000千円
借入実行残高	637,800千円
差引借入未実行残高	192,200千円

### 5. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社Liquid 480,000千円

### 6. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	745,563千円
長期金銭債権	215,386千円
短期金銭債務	1,373千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	369,496千円
営業費用	一千円
営業取引以外の取引高	45,884千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類および株式数  
該当事項はありません。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及びソフトウェアに関する金額であります。全額評価引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)Liquid	所有 100.00%	役員の兼任 経営管理 業務の受託 事務所賃 貸 運転資金 の貸付	業務受託	275,160	関係会社売掛金	226,347
				事務所賃貸	17,040	関係会社未収入金	88,978
				資金の貸付	386,000	関係会社短期貸付金	386,000
				利息の受取	12,950	前受収益 未収収益	1,373 5,349
子会社	(株)MYCITY	所有 100.00%	役員の兼任 経営管理 業務の受託 運転資金 の貸付	資金の貸付	210,000	関係会社長期貸付金	210,000
				利息の受取	5,386	関係会社長期未収入金	5,386
子会社	(株)IDEAL	所有 51.00%	役員の兼任 経営管理 業務の受託	業務受託	89,055	関係会社売掛金	6,859
関連会社	(株)SYMBOL	所有 43.96%	事務所賃貸	事務所賃貸	9,090	関係会社未収入金	10,513

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理業務の受託料は、マネジメントフィーと財務・経理・人事・総務等の管理業務受託料になっております。マネジメントフィーについては、経営指導契約書・ライセンス契約書に基づき計上しております。財務・経理・人事・総務等の管理業務受託料については、当該役務の提供に必要な費用を総合的に勘案し、交渉のうえ決定しております。
2. 事務所賃料については、占有面積を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 当社の子会社であった株式会社SYMBOLは、2022年8月31日に当社が保有する転換社債を譲渡したことにより、当社の子会社に該当しないこととなりましたが、本異動後も引き続き当社の関連当事者に該当しております。取引金額については本異動後の金額も含んでおります。

### (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
連結注記表「収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。
2. 収益を理解するための基礎となる情報  
「重要な会計方針 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
連結注記表「収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 74円08銭

1株当たり当期純損失 3円37銭

(注) 当社は、2022年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純損失」を算定しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年1月26日

株式会社ELEMENTS  
取締役会御中

## PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩瀬 哲朗  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野村 尊博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ELEMENTSの2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ELEMENTS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であ

るかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2023年1月26日

株式会社ELEMENTS  
取締役会御中

## PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩瀬 哲朗  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野村 尊博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ELEMENTSの2021年12月1日から2022年11月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月2日

株式会社 ELEMENTS 監査等委員会

常勤監査等委員 久保裕之

監査等委員 沖田貴史

監査等委員 松田浩路

監査等委員 井上伸一

(注) 監査等委員久保裕之、沖田貴史、松田浩路 及び 井上伸一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。